

品川区基本構想等策定委員会設置要綱

制定 平成 19 年 4 月 2 日 区長決定 要綱第 8 4 号

(設置)

第 1 条 品川区基本構想および基本構想に基づく長期計画(以下「基本構想等」という。)の策定に関する事項を審議するため、品川区基本構想等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、基本構想等の策定に関する事項を審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 23 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別表に掲げる区内関係団体の代表者
- (3) 公募区民
- (4) 区職員
- (5) その他区長が認める者

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から区長の諮問に係る答申の日までとする。ただし、前項第 2 号の規定により委嘱された委員の任期は、それぞれの役職の任命期間と当該答申の日のいずれか早い方の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 月 日から適用する。
- 2 この要綱は、基本構想等の策定が完了した日にその効力を失う。

別表（第4条関係）

区内関係団体の名称
社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
東京商工会議所品川支部
品川区町会連合会
品川区青少年対策地区委員会連合会
品川区民健康づくり推進協議会
品川区工場協会連合会
第12期品川区行動計画推進会議
連合品川地区協議会
社団法人 東京青年会議所 品川地区委員会
品川区商店街連合会
株式会社 南東京ケーブルテレビ